

各位

三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社

ファイル暗号ソリューション MistyGuard<CRYPTOFILE PLUS>

Windows 8 対応に関するお知らせ

日頃は弊社セキュリティ製品をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ファイル暗号ソリューション MistyGuard<CRYPTOFILE PLUS>の Windows 8 以降の対応に関しまして、以下の通りご案内申し上げます。

製品をご利用いただいておりますお客様には何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

記

1. Windows 8 以降の対応について

現在販売しております以下 2 製品につき、Windows 8 以降の対応は行わないこととなりました。

- ーファイル暗号ソリューション MistyGuard<CRYPTOFILE PLUS2>
- ーファイル暗号ソリューション MistyGuard<CRYPTOFILE PLUS64>

2. Windows 8 未対応の事由

以下事由により、上記 2 製品の Windows 8 対応は行わないこととなりました。

- ーCRYPTOFILE PLUS が有する機能は、Windows 8 の一般のビジネス向けエディション (Windows 8 Pro) に OS 標準機能 (BitLocker) として搭載されるため。

3. 今後の対応

Windows 8 以降の対応は行いませんが、Windows 7 対応の製品については、引き続き販売、保守を続けて参ります。

ー販売方針

- CRYPTOFILE PLUS2 (保証 OS: Windows 7 32bit)
  - CRYPTOFILE PLUS64 (保証 OS: Windows 7 64bit)
- においては、今後も別紙 1「製品体系」において、販売を続行する。

ー保守

- CRYPTOFILE PLUS2 (保証 OS: Windows 7 32bit)
  - CRYPTOFILE PLUS64 (保証 OS: Windows 7 64bit)
- においては、Microsoft が Windows 7 をサポートする 2020 年まで、保守を継続する。  
保守内容については、別紙 2「保守約款」に記載の通り。

尚、Windows 8 対応を行わないことについては、弊社オフィシャルサイトの CRYPTOFILE PLUS ページに掲載致します。

4. 代替機能、代替製品のご案内

Windows 8 において、CRYPTOFILE PLUS と同様機能を利用する場合は、以下の代替製品をご案内致します。

ーローカルディスクの逐次暗号機能

- Windows 8 Pro 標準の BitLocker 機能でハードディスク全体を暗号化することが可能です。  
PC の電源オン時にパスワード認証が行われ、認証が成功した後に Windows が起動する方式のため、ディスク暗号機能が他のソフトウェア製品と相性問題を引き起こす可能性はほぼありません。

ー外部メディアの暗号化機能

- Windows 8 Pro 標準の BitLocker To Go 機能で USB メモリや外付けハードディスク等の外部メデ

ィアを暗号化することが可能です。

外部メディア全体が暗号化され、パスワード認証によって復号され、エクスプローラなどで開いて操作できるようになります。

#### ー持ち出し制御機能

##### ①グループポリシーで制御する方法

Windowsのグループポリシー設定にて、USBメモリやUSBハードディスク等へのUSB書き込みを禁止することが可能です。

BitLocker To Goと組み合わせると、暗号化されたメディアにのみUSB書き込みが可能になるような制御ができます。

##### ②4thEyeにより制御する方法

サイエンスパーク社製の4thEyeを導入すれば、専用のUSBキーを接続した時のみ外部メディアへ書き込みできるよう制御が可能です。

管理者は専用のUSBキーの一時貸し出しを管理することでファイルの持ち出しの管理が可能となります。

#### ー自己解凍型暗号化機能(三菱電機インフォメーションテクノロジー製 EASYCRYPT)

CRYPTOFILE PLUSの自己解凍型暗号化ファイルと同じように、EASYCRYPTなしで復号できる暗号化ファイルを作成できます。

- Windows、BitLocker、BitLocker To Go は、Microsoft Corporation の、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。
- CRYPTOFILE は、三菱電機株式会社の登録商標です。
- EASYCRYPT は、三菱電機インフォメーションテクノロジー株式会社の登録商標です。
- MistyGuard は、三菱電機株式会社の登録商標です。
- その他、記載されている会社および製品名は各社の商標または登録商標です。

以上

添付資料:

別紙1「製品体系」

別紙2「保守約款」

✍

別紙1「製品体系」

◆新規顧客向け

(税抜)

製品コード*	版名	製品名称	製品販売	保守コード*	年間保守料金
			標準単価		標準保守
(1) CRYPTOFILE PLUS2 コーポレートライセンス (年間ライセンス料金)					
SSAP0200	1.03	PLUS2コーポ 5,000グループライセンス	9,200,000		年間ライセンス料金に保守サポートが含まれます
* 年間ライセンス料金には年間利用料金と年間保守料金が含まれます。 * CRYPTOFILE PLUS2 (XP、Vista、7対応)をご利用頂けます。ただし合計数が契約本数を超えないものとします。 * 契約期間は3年間以上とします。					
(2) CRYPTOFILE PLUS64					
SSAP0211	5.00	PLUS64 100ユーザライセンス	980,000	A7APC31A	オープン
SSAP0230	5.00	PLUS64 500ユーザライセンス	4,600,000	A7APC31B	
SSAP0212	5.00	PLUS64 1,000ユーザライセンス	7,690,000	A7APC31C	
SSAP0231	5.00	PLUS64 5,000ユーザライセンス	30,722,000	A7APC31D	
SSAP0232	5.00	PLUS64 メディアセット	10,000	—	
* PLUS64にはコーポレートライセンスはありません。 * モジュールはメディアセットに含まれます。					

◆既存顧客向け

(税抜)

製品コード*	版名	製品名称	製品販売	保守コード*	年間保守料金
			標準単価		標準保守
(1) CRYPTOFILE PLUS2 コーポレートライセンス (年間ライセンス料金)					
SSAP00P1	1.03	PLUS2コーポ* 1,000グループライセンス	2,300,000		年間ライセンス料金に保守サポートが含まれます
SSAP0189	1.03	PLUS2コーポ* 5,000グループライセンス	9,200,000		
SSAP00PA	1.03	PLUS2コーポ* 10,000グループライセンス	12,300,000		
* 年間ライセンス料金には年間利用料金と年間保守料金が含まれます。 * CRYPTOFILE PLUS2 (XP、Vista、7対応)をご利用頂けます。ただし合計数が契約本数を超えないものとします。 * 契約期間は3年間以上とします。					
(2) CRYPTOFILE PLUS2					
—	—	PLUS2 10ユーザライセンス	販売なし	A7APC701	オープン
SSAP0198	1.03	PLUS2 100ユーザライセンス	980,000	A7APC702	オープン
—	—	PLUS2 500ユーザライセンス	販売なし	A7APC703	オープン
SSAP0199	1.03	PLUS2 1,000ユーザライセンス	7,690,000	A7APC704	オープン
SSAP0201	1.03	PLUS2 100ユーザライセンス Windows7アップグレード	300,000	次回保守更新から100ユーザライセンスで保守契約願います	
SSAP0203	1.03	PLUS2 メディアセット	10,000	消耗品のため保守対象外	
* 「PLUS2ユーザライセンス」は、PLUS又はPLUS for Vista保守ユーザ様向け追加ライセンスです。メディアは含まれません。 なお販売・保守の最低ライセンス数は100ユーザライセンス以上とさせていただきます。 * 「PLUS2メディアセット」にはXP用CDとVista/7用CDが含まれます。					
(3) CRYPTOFILE PLUS64					
SSAP0211	5.00	PLUS64 100ユーザライセンス	980,000	A7APC31A	オープン
SSAP0230	5.00	PLUS64 500ユーザライセンス	4,600,000	A7APC31B	
SSAP0212	5.00	PLUS64 1,000ユーザライセンス	7,690,000	A7APC31C	
SSAP0231	5.00	PLUS64 5,000ユーザライセンス	30,722,000	A7APC31D	
SSAP0232	5.00	PLUS64 メディアセット	10,000	—	
* PLUS64にはコーポレートライセンスはありません。 * モジュールはメディアセットに含まれます。 * CRYPTOFILE PLUS2の保守契約を締結いただいているお客様は、現在ご購入いただいているライセンス教内でCRYPTOFILE PLUS64としてご利用されたいライセンス数を申請いただき、上記販売価格の半額をお支払いいただくことで、CRYPTOFILE PLUS64のご利用も可能となります。 ご利用中のCRYPTOFILE PLUS2、CRYPTOFILE PLUS64の総数が、保守契約数を超えてしまう場合は、追加ライセンスをご購入ください。					

## 別紙 2 「保守約款」

### 第 1 条 (本約款の目的)

本約款は、三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社 (以下「MDIS」) または販売代理店 (以下「販社」) が情報漏洩防止パッケージ製品 (以下「製品」) に関する保守契約を締結したお客様 (以下「お客様」) に提供する「保守サービス」 (以下「本サービス」) 内容を定めます。

### 第 2 条 (製品)

#### 1. 対象製品は次の通りです。

- (1) CRYPTOFILE PLUS2
- (2) CRYPTOFILE PLUS64

また保守対象製品及び数量は別途個別契約で規定します。

#### 2. 製品の改訂 (バージョンアップ) は次の通りとします。

##### (1) メジャーバージョンアップ

機能改良または機能追加を主とする改版。  
製品バージョン (三桁) の上一桁を含む改訂  
例: A10 版→B00 版, Ver. 1.00→Ver. 2.00

##### (2) マイナーバージョンアップ

修正情報またはその累積、及び軽微な機能改良。  
製品バージョン (三桁) の下二桁のみを変更する改訂  
例: A00 版→A10 版, Ver. 1.00→Ver. 1.10

### 第 3 条 (本サービス内容)

#### 1. 技術サポート

MDIS はお客様からの製品に関する技術的問い合わせに回答致します。

#### 2. 不具合対応

MDIS はお客様に修正モジュールもしくはマイナーバージョンアップ (以下、併せて「改訂製品」) を提供するか、または回避策を提示致します。

#### 3. 情報提供サービス

MDIS はお客様に製品運営や本サービスに関わる情報を提供致します。

### 第 4 条 (技術サポート)

#### 1. MDIS はお客様からの次の技術的問い合わせに回答致します。

- (1) 製品の運営、機能、仕様、操作等に対する問い合わせ
- (2) 製品の不具合または動作不良に対する問い合わせ
  - ① お客様の障害切分および原因特定に対する支援
  - ② 設定誤りに対するお客様の設定正常化への助言
  - ③ 既知の問題に関する解決策又は回避策の案内

#### 2. MDIS は次の条件でお客様から不具合ファイルまたは不具合端末を

お預かりし、原因調査または復旧を図る場合があります。

- (1) MDIS が必要と判断した場合に限ります。
- (2) ファイルまたは端末内に機密情報や個人情報が含まれないものとします。含まれる場合、お客様に事前に削除頂きます。
- (3) お預かりに必要な送料および返送料はお客様に負担頂きます。

#### 3. 次の各号は MDIS の技術サポート範囲外です。

- (1) 保証動作環境以外で契約製品を使用中に発生した事項
- (2) お客様固有のアプリケーション及び他社製品との組合せにより発生した事項
- (3) 機器 (ドライバソフトウェアも含む) に関する事項
- (4) 対象製品以外のソフトウェア製品に関する事項
- (5) 対象製品の内部的な非公開仕様に関する事項
- (6) マクロ及びプログラム開発に関する事項 (作成やデバッグ)
- (7) 製品および改訂製品のお客様環境での確認作業、インストール作業や設定作業
- (8) 初期導入時や環境変更時の技術サポート
- (9) ミドルウェアのバージョンアップに伴う影響に関する事項
- (10) お客様要望による不具合ファイルまたは不具合端末の預り調査作業または復旧作業

### 第 5 条 (不具合対応)

#### 1. MDIS は製品の不具合が判明した場合、お客様へ修正モジュールを提供するか、回避策を提示します。

#### 2. MDIS は製品のマイナーバージョンアップを行なった場合、お客様へマイナーバージョンアップ版を提供致します。

#### 3. 次の各号は MDIS の適用範囲外です。

- (1) メジャーバージョンアップ版の提供  
CRYPTOFILE PLUS2, CRYPTOFILE PLUS64 はそれぞれ別製品です。

バージョンアップ対象製品ではありません。

- (2) 製品 CD (物理媒体) の提供

### 第 6 条 (情報提供サービス)

MDIS はお客様に次の情報を提供致します。

- (1) 製品の改訂情報
- (2) 保守ツール
- (3) 該非判定書ファイル
- (4) 製品運営や本サービスに関わる情報

### 第 7 条 (本サービス提供方法)

#### 1. MDIS はお客様窓口としてサポートセンタ (以下、「サポートセンタ」) を設置致します。本サービスはサポートセンタがお客様へ提供するものとし、その提供手段が複数ある場合、サポートセンタが任意で選択するものと致します。

#### 2. 技術サポートの提供

サポートセンタはお客様に技術サポートを MDIS が運営する保守サービスサイト (以下「保守サイト」) または電子メールにて提供致します。

なお電話対応や現地訪問は保守範囲外です。別途システム保守契約のご締結をお願い致します。

#### 3. 改訂製品の提供

MDIS は改訂製品を保守サイトまたは電子メールにてお客様に提供致します。

ただし改訂製品のお客様環境での確認、インストール及び設定作業は保守範囲外であり、お客様作業となります。

#### 4. 情報提供サービス

MDIS はお客様に保守サイトまたは電子メールにて情報を提供致します。

#### 5. 提供時間

- (1) サポートセンタの電子メール受付、保守サイトの公開は原則 24 時間 365 日対応です。

ただしメンテナンス等により、お断りなく一時休止する場合があります。

- (2) サポートセンタからの回答、提供時間は次の通りです。

なお具体的な営業日は保守サイトにてご案内致します。

- ① 営業日 平日 (月～金)

ただし祝祭日、黄金週間、お盆休み、年末年始及び MDIS 規定休日を除きます。

- ② 営業時間 09:00～12:00 及び 13:00～17:00

ただし電子メールでのご回答は内容によりお時間を要する場合がございます。

#### 6. 提供地域及び言語

お客様が保守サポートを受ける拠点は日本国内に限定致します。また MDIS の問い合わせ及びサービスは日本語で提供致します。

### 第 8 条 (保守契約の対象)

お客様は全ての購入済みライセンスを対象に保守契約を締結頂きます。

例) CRYPTOFILE PLUS2 の基本パックと 10 ユーザライセンスを購入の場合、基本パックと 10 ユーザライセンス全てを申し込み頂きます。

### 第 9 条 (保守シート)

#### 1. お客様は MDIS に保守注文書とは別に「保守情報シート」 (以下「保守シート」) を提出頂きます。

#### 2. MDIS は申し込み内容を確認し、下記を追記して保守シートを返送致します。

- (1) お客様番号
- (2) サポートセンター電子メールアドレス

#### 3. お客様の保守窓口は保守シート記載「お問い合わせ者」1 名様とし、「お問い合わせ者」様からサポートセンターへのお問い合わせに際しては、「お客様番号」を明示頂きます。

#### 4. お客様は保守シート内容に変更が生じた場合、速やかに MDIS に通知頂きます。

#### 5. お客様の責めにより保守番号が不正使用された場合、MDIS および販社は一切の責任を負いません。

#### 第10条（お客様からの便宜の提供）

お客様はMDISへMDISが本サービス提供に必要とする便宜を提供頂きます。

#### 第11条（保守料金とお支払い）

1. お客様はMDISまたは弊社へ請求書に従い保守料金をお支払い頂きます。
2. 保守料金は前払いとし、一年間分を一括現金にてお支払頂きます。
3. 前項で支払われた保守料金はいかなる場合も返却されません。

#### 第12条（契約期間および自動更新）

1. 保守サービスは有償サービスです。導入日から契約が必要です。
2. 保守サービスの契約単位は1年間とし、契約期間は契約開始日から翌年同日前日までです。
3. 自動更新条項

(1) 保守契約終了日2ヶ月前迄に、お客様、MDISまたは弊社のいずれかから変更又は中止の申し出がない限り、更に一年間同一条件で保守契約を継続致します。

(2) 自動更新に伴う保守料金の請求とお支払は次の通りとします。

①お客様への請求：前年保守期間満了月末

②お客様の支払：保守更新初月末に一括現金お支払

#### 4. 再開条項

お客様が一旦解約した保守契約を再開する場合、MDISまたは弊社は次の条件で保守契約を締結致します。

(1) 契約期間は再開日から1年間とします。

(2) 保守再開日から契約解約日に遡って遡及保守料金を申し受けます。なお料金は通常保守料金の200%とし、月割算出致します。

#### 第13条（解約及び期限利益の喪失）

1. お客様はサービス契約を途中で解約できません。

2. お客様が次の各号の一つにでも該当した場合には、MDISおよび弊社は何らの催告を要せず直ちに書面による通知により契約を解約することができ、これによって生じた損害の賠償を請求することができます。

(1) 本約款に基づく契約に違反し、相手側の相当の期間を定めた催告にも拘らずこれを是正しないとき

(2) 仮差押え、差押え、仮処分、公租公課の滞納処分、強制執行、競売等の執行もしくは申立てを受け、あるいは民事再生、会社更生、破産、特別清算等の申立てをし、もしくは申立てを受けたとき

(3) 資本の減少、解散の決議をしたとき

(4) 手形もしくは小切手の不渡りを出したとき、または手形交換所より取引停止処分を受けたとき

(5) 不信の行為があり、本契約を継続しがたい相当の事由があるとき

(6) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(7) その他、本約款による契約に基づく義務の履行が期待できないと認められる相当の事由があるとき

3. お客様は、前項によりMDISから本約款に基づく契約の全部または一部が解約された場合は、MDISまたは弊社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済頂きます。

#### 第14条（サービス内容、提供条件の変更）

1. MDISはお客様への1ヶ月前の事前通知をもって、本サービス内容を変更することができます。

2. MDISは、経済情勢の急激な変化などにより必要がある場合、本サービス料金を変更することができます。

3. MDISはお客様へサービス内容変更を通知する場合、保守サイトへ掲載するものとします。

#### 第15条（再委託）

MDISは本サービスの一部又は全部を、MDISが指定する第三者（以下「再委託先」）に再委託し、再委託先からお客様へ提供できるものとします。

#### 第16条（秘密保持）

1. お客様、MDISおよび弊社は、本サービスに関連して知り得た相手方の経営上・営業上・技術上・製造上・その他の秘密事項の

うち相手方に特に秘密である旨を指定していた情報（以下「秘密情報」）を第三者に漏らしてはならないものとします。

2. 前項に拘らず、次の各号に該当する情報は「秘密情報」から除きます。

(1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責めによらずして公知となったもの

(2) お客様、MDISまたは弊社が開示を行った時点で、既に相手方が保有しているもの

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したものの

(4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

3. お客様、MDISおよび弊社は、本約款に基づく契約が終了した場合も、終了後2年間前項の義務を負います。

4. MDISは再委託先に対してMDIS同等の義務を課した上で、秘密情報を開示できるものとします。

#### 第17条（情報などの帰属）

1. 本サービス契約に基づきお客様とMDISとで交換されるサービスの情報およびノウハウ等は全てMDISに帰属します。MDISはお客様の承諾なしにこれらを使用、利用、変更、複製、販売することができます。

2. 本サービス契約に基づきMDISから入手した情報については、お客様は複製、販売、出版、その他営利目的では利用できません。

3. 本条項の内容が前条に抵触する場合は、前条を優先させるものとします。

#### 第18条（個人情報の取り扱い）

MDISおよび弊社は本サービスの契約締結又は履行のために委託を受けた個人情報については、本サービス履行のためのみに使用します。

#### 第19条（責任）

1. MDISおよび弊社は製品利用及び本サービス利用により生じたお客様あるいは第三者の遺失利益及び損害については一切の責任を負いません。

2. お客様は本サービスを利用する際、端末内データをお客様の責任においてバックアップ頂くものとし、MDISおよび弊社は製品またはデータの喪失または変形について一切の責任を負いません。

#### 第20条（保証）

1. MDISおよび弊社は本サービスの提供によりお客様の問題が解決されることを保証するものではありません。

2. MDISおよび弊社は本サービスの提供によりお客様の製品稼働が中断されないことを保証するものではありません。

3. MDISおよび弊社はお客様の問い合わせの原因となる製品不具合の修正に関して保証するものではありません。

4. MDISはお問い合わせへの回答は、できるだけ速やかに行ないますが、問い合わせによっては時間を要するものもあり、お客様はこれを了承するものとします。

#### 第21条（不可抗力免責）

天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、同盟罷業その他の労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により本サービスの全部又は一部の履行に遅延を生じた場合には、MDISおよび弊社はその責に任じないものとします。またこれらの事由により本サービスの全部または一部の履行に不能を生じた場合には、MDISおよび弊社は履行の責を免れるものとします。

#### 第22条（合意管轄）

本サービスの契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとします。

以上